

令和6年度物品等競争入札参加資格審査申請（変更・廃止用）に係るQ & A

No.	区分	よくあるお問合わせ	回 答
1	変更届	どのような書類を添付するのか確認したい。	変更事項に応じて添付していただく書類が異なりますので、「変更届（様式第9号）」の右欄を御参照ください。
2	変更届	変更届が必要な場合は、どういう場合か。	資格者（本社）の 商号又は名称、代表者職・氏名、所在地又は住所、電話番号、FAX番号、メールアドレス、資本金、実印、使用印鑑（※委任を行わない場合のみ）、県内事業所（※設立、一部廃止、廃止があった場合）、委任事項 受任者（支社、事業所等）の 商号又は名称、受任者職・氏名、所在地又は住所、受任者使用印、電話番号、FAX番号 のいずれかに変更があった場合は、「変更届（様式第9号）」の提出が必要になります。
3	変更届	届出を受付する場所はどこか。	会計局会計課に持参又は郵送で御提出いただくか、各総合支庁総務課出納室（地域振興局は総務課審査出納担当）に持参してください。
4	変更届	届出の通知はいつ送付されるのか。	提出から約2週間以内に返信用封筒により結果通知します。（書類に不備がない場合）
5	変更届	参加したい入札があるが、代表者の変更手続きを忘れていた。 入札は前の代表者名で参加できるのか。	<u>前の代表者名では、入札に参加できません。</u> <u>早急に「変更届（様式第9号）」を提出していただき、変更後の代表者名で参加申請してください。</u>
6	変更届	参加したい入札があるが、入札参加申請の締切までに代表者の変更登記が間に合わない。 入札は前の代表者名で参加できるのか。	<u>前の代表者名では、入札に参加できません。</u> 登記事項証明書の作成が入札参加資格確認申請書の提出期限まで間に合わない場合は、代表者が変更となった内容を証する書類として「株主総会の議事録」又は「取締役会の議事録」等を添付して、 <u>変更届を提出してください。</u> （登記事項証明書は、登記完了次第速やかに提出してください。）
7	変更届	営業種目を追加（変更）したい。	有効期間中の営業種目の追加（変更）は、第2順位以降のものであれば可能です。会計局会計課へお問い合わせください。（※第1順位の種目変更を希望される場合は事前に会計局会計課にご相談ください。）
8	変更届	許認可の期間が満了するが、更新後の許認可証（写し）を提出する必要があるか。	必要となります。この場合、変更届（別記様式第9号）は提出不要です。
9	変更届	建設工事関連役務6種（除排雪、道路・河川等に係る維持修繕、土木施設に係る設備・機器の保守点検、植栽等管理、支障木伐採、森林整備）について、変更届を提出したい。	県土整備部建設企画課の所管となりますので、県庁県土整備部建設企画課（電話023-630-2402）へお問い合わせください。 なお、この場合は、県庁会計局会計課所管の資格者名簿（物品・役務）の変更が行われたものとみなします。
10	申請全般	昨年度の様式で申請してよいか。	「令和6年度用」の様式を御使用ください。
11	申請全般	届出書の様式はどこでもらえるのか。	山形県ホームページからダウンロードしていただけます。（No.13参照） また、郵送することも可能です。（No.12参照）
12	申請全般	届出書の様式を郵送してもらいたい。	返信先（郵便番号・住所・氏名）を明記し、250円分の切手を貼付した返信用封筒（角形2号）を同封のうえ以下の宛先に請求してください。なお、封筒には「競争入札参加資格者名簿の変更（又は廃止）届出書請求」と朱書してください。 〒990-8570 山形市松波二丁目8-1 山形県会計局会計課調達担当 あて」
13	申請全般	届出書の様式をダウンロードしたい。	山形県ホームページの次のいずれかの項目から「競争入札参加資格（物品及び役務）の変更又は廃止手続き」を御覧になり、ダウンロードしてください。 ①事業者(トップページ写真の右上)＞目的から探す 入札情報・資格審査等＞入札参加資格等(物品・役務) ②県政情報(トップページ写真の右下)＞入札情報・資格審査等＞入札参加資格等＞入札参加資格等(物品・役務)

令和6年度物品等競争入札参加資格審査申請（変更・廃止用）に係るQ & A

No.	区分	よくあるお問合わせ	回 答
14	申請全般	複数枚提出が必要な書類は1部原本でその他はコピーでもよいか。	コピー（モノクロ）でも構いません。
15	申請書	様式の枠外に字がはみ出るが構わないか。	欄外の余白を利用して、続けて記載（入力）していただいて構いません。
16	申請書	代表者の役職名は登記事項証明書に合わせなければいけないのか。	定款などにおいて使用している役職名でも構いません。
17	委任状	委任事項を削除する場合は、訂正印が必要か。	不要です。委任を行わない事項を二重線等により削除してください。
18	委任状	支店長（又は営業所長等）の「私印」を受任者使用印にできるか。	個人を特定できるものであれば、受任者の方の「私印」でも結構です。 （役職名・個人名がない会社名のみ印鑑は不可。）
19	委任状 及び 使用印鑑届	（受任者）使用印の押印が2箇所にあるのはなぜか。	各事業者からの要望により、支店・営業所等がある場合でも、多くの法人では事務の効率化から代金請求・受領等の経理業務を本店等で一元化しているとの実態を踏まえ、代金請求・受領を区分して（受任者）使用印を登録できるようにしています。
20	委任状 及び 使用印鑑届	（受任者）使用印が「見積・入札等」と「代金請求・受領」で同じ場合でも2箇所に押印する必要があるか。	2箇所への押印が必要です。 （社内規程等で請求書や受領書に使用印を押印しない取扱いをされている場合は、「代金請求・受領」の欄は押印せずに枠を斜線を引いてください。）
21	使用印鑑届	見積や入札等の全てで実印を使用する場合も、使用印鑑届の提出が必要か。	実印のみ使用される場合は提出の必要はありません。
22	使用印鑑届	代表者の「私印」を使用印にできるか。	個人を特定できるものであれば、代表者の方の「私印」でも結構です。 （役職名・個人名がない会社名のみ印鑑は不可。）
23	委任状 及び 使用印鑑届	委任状と使用印鑑届をともに提出することはできるのか。	委任状は、本県との契約行為を行う名簿登載者を本店（代表取締役）以外とする場合に提出するものであるのに対し、使用印鑑届は、支店・営業所等に委任せずに本店（代表取締役）が名簿登載者となる場合で、実印とは別の印鑑を契約等に使用する場合に提出するものですので、 重複して提出することはできません。
24	委任状 及び 使用印鑑届	入札・契約等は委任するが、代金請求・受領を委任しない場合で、代金請求・受領に使用印鑑を使用する場合はどのようにすべきか。	委任状の「受任者使用印（b）」の「受任者」の文言を二重線等により削除し、当該使用印鑑を押印してください。
25	登記事項証明書	登記事項証明書はどの種類のものを出せばよいか。	変更事項の確認をしますので、「履歴事項全部証明書」を提出してください。
26	納税証明書	県税の納税証明書は、事業所等所在地を管轄する総合支庁でしか発行しないのか。	県内どこの総合支庁でも発行します。
27	納税証明書	個人の場合、個人県民税の納税証明書は、どこで発行してもらえばよいか。	住所地のある山形県内各市町村税務担当課で発行されます。
28	廃止届	廃業等により入札参加資格者名簿から削除してもらいたい、どのような手続きが必要か。	「事業の廃止届（「様式第10号）」を提出してください。
29	随時登載関係	法人成りにより、既登載者（個人事業主）を廃止し、営業用資産を継承した法人が新たに名簿登載を希望する場合は、どういった申請が必要か。	営業用資産を引継いだ法人から、新規の資格審査申請手続きが必要となります。（申請書類に「営業譲渡契約書」等を添付） また、営業譲渡により事業を廃止した個人事業主の「事業の廃止届（様式第10号）」も必要です。 （登記簿上、新設法人となるため、変更届では処理できません。）

令和6年度物品等競争入札参加資格審査申請（変更・廃止用）に係るQ & A

No.	区分	よくあるお問い合わせ	回 答
30	随時登載関係	法人合併により、既登載者Aが消滅会社、未登載者Bが存続会社になり、Bが新たに名簿登載を希望する場合は、どういった申請が必要か。	存続会社Bから、新規の資格審査申請手続きが必要となります。（申請書類に「合併契約書」等を添付） また、合併により消滅したAの「事業の廃止届（様式第10号）」も必要です。 （登記簿上、Aの変更登記とはならないため、変更届では処理できません。）